

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
久富電設株式会社(岐阜県大垣市小野一丁目22番地1)[1000011796]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年10月3日 ~ 令和7年2月2日(4か月):地域1、地域2
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の代表取締役(当時)が、令和4年2月14日、池田町長(当時)に対し、同町発注予定の工事において、自社に有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに、現金100万円を供与した。また、同年7月12日に同町が執行した温知保育園空調機設置工事に係る指名競争入札に関し、自社が落札できるよう池田町長(当時)と共謀の上、池田町長(当時)から秘密事項である指名業者の名前の教示を受けて落札した。
このことについて、令和6年7月22日に贈賄罪及び公契約関係競売等妨害罪で起訴された。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者の元取締役が、贈賄の容疑で逮捕されたことは、中日本高速道路株式会社 工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第2号(贈賄)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(贈賄) 2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等	全地域について 逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内

○問合せ先 中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)